

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和6年			令和5年 2月末累計	前年同期比(件)
	2月件数	1月末累計	2月末累計		
全認知件数	23	25	48	45	3
凶悪犯	0	1	1	0	1
粗暴犯	0	2	2	2	0
窃盗犯	18	17	35	26	9
侵入盗犯	3	4	7	3	4
空き巣	1	0	1	0	1
その他	2	4	6	3	3
乗り物盗	6	6	12	10	2
自転車	6	5	11	8	3
オートバイ	0	1	1	1	0
自動車	0	0	0	1	-1
非侵入窃盗	9	7	16	13	3
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	0	0	2	-2
車上ねらい	1	0	1	0	1
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	8	7	15	10	5
知能犯	2	3	5	10	-5
詐欺	2	3	5	10	-5
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	2	1	3	0	3
その他の刑法犯	1	1	2	7	-5
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和6年2月末現在(暫定値) 6,113件(前年同期比 -352件、-5.4%)
------------	--

2 刑法犯検挙状況(2月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	14	8	56.0%
窃盗犯	6	4	35.2%

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	16	-8	8件	9件
死者	1	+1		
負傷者	16	-13		

4 特殊詐欺の認知状況

令和6年2月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	191	3億1,513万円
オレオレ詐欺	53	1億6,221万円
預貯金詐欺	76	4,253万円
架空料金請求詐欺	16	2,185万円
融資保証金詐欺	1	20万円
還付金詐欺	29	4,931万円
その他の手口	4	2,538万円
キャッシュカード詐欺盗	12	1,362万円

令和6年2月末の栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	5	295万円
オレオレ詐欺	0	0
預貯金詐欺	5	295万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

- (1) 安全運転相談ダイヤル「#8080」をご存じですか。運転に不安を感じるドライバーやそのご家族から、運転免許の継続や取得、返納等についての相談を受ける窓口の事です。是非活用してください。
- (2) 神奈川県警察では「神奈川県警察交番等整備計画」に基づき、令和2年度からの10年間で、県内471か所ある交番をおおむね400か所に統合していく計画を進めており、今月(3月)末に保土ヶ谷警察署の宮田町交番、戸塚警察署の柏尾交番、川崎臨港警察署の鋼管通交番、多摩警察署の生田交番、横須賀警察署の森崎町交番、横須賀南警察署の久里浜海岸交番、小田原警察署の小田原駅西口交番の7交番が統合(廃止)されます。
- (3) 県警察では4月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて特殊詐欺被害防止や事故等に遭わないための情報発信活動を推進する予定です。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、2月中の阻止が2件、2月末までの累計は5件です。

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町										0
	柏陽	1									1
元大橋・庄戸	鍛冶ヶ谷 1丁目						1				1
	鍛冶ヶ谷 2丁目										0
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町								4	4	
上郷・庄戸	野七里 1丁目										0
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町										0
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目									2	2
	飯島町						1		1	2	4
	長沼町										0
合 計		1	1	0	0	1	11	1	5	28	48

栄区内の火災・救急状況について

区連会3月定例会資料
令和6年3月21日
栄消防署

火災情報

令和6年2月29日現在

栄 区 内					横 浜 市 内				
火災発生状況					火災発生状況				
年 別	令和6年		令和5年	増△減	年 別	令和6年	令和5年	増△減	
	2月	累計							
件 数	3	4	2	2	件 数	109	136	△ 27	
火災種別	建 物	3	3	1	2	建 物	72	84	△ 12
	林 野	0	0	0	0	林 野	0	0	0
	車 両	0	0	0	0	車 両	13	9	4
	船 舶	0	0	0	0	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0	0	航空機	0	0	0
	その他	0	1	1	0	その他	24	43	△ 19
損害	焼損床面積	97	97	0	97	焼損床面積	1,402	1,482	△ 80
	死 者	1	1	0	1	死 者	9	3	6
	焼死等	1	1	0	1	焼死等	9	3	6
	放火自殺	0	0	0	0	放火自殺	0	0	0
	負 傷 者	3	3	0	3	負 傷 者	22	26	△ 4

主 な 出 火 原 因					主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和6年	令和5年	増△減		種 別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	1	0	1	1	たばこ	23	20	3
2	こんろ	1	1	0	2	放火(疑い含む)	15	28	△ 13
3	放火(疑い含む)	1	1		3	こんろ	12	16	△ 4
4	その他(調査中含む)	1			4	ストーブ	11	9	2
5					5	電灯・電話等配線	4	2	2

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	3	本郷第三地区	0
笠間地区	0	上郷西地区	0
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		4	

【2月中の火災】

- 4日 小菅ヶ谷二丁目 一室67㎡及び外壁73㎡焼損 負傷者2名
 16日 長尾台町 一室30㎡焼損、他に雨どい等焼損 死者1名、負傷者1名
 28日 飯島町 調理器具1器及びガスこんろ1台焼損

救急情報

令和6年2月29日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和6年		令和5年	増△減
	2月	累計		
件数	682	1,436	1,261	175
急病	525	1,108	947	161
交通事故	16	31	23	8
一般負傷	108	229	238	△9
その他	33	68	53	15

横浜市内				
救急状況				
年別	令和6年	令和5年	増△減	
			件数	
件数	43,088	39,627	3,461	
急病	30,932	28,272	2,660	
交通事故	1,354	1,290	64	
一般負傷	7,749	7,249	500	
その他	3,053	2,816	237	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。



大地震が発生！ 火災に注意!?

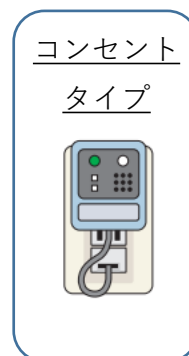
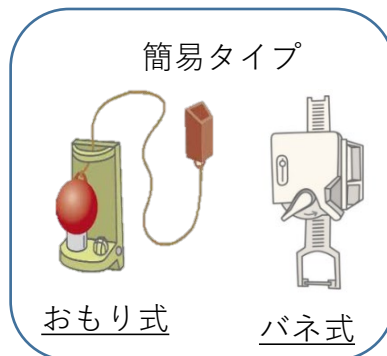
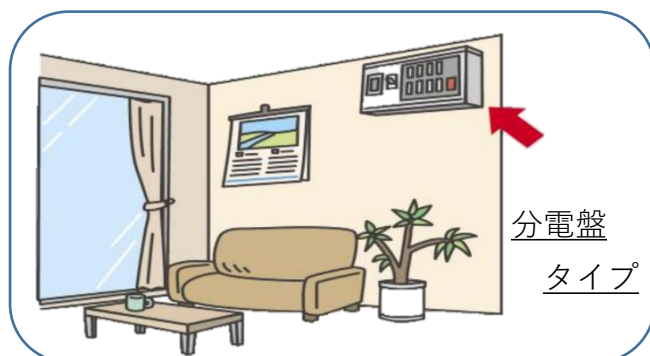
阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災（出火原因が確認されたもの）の6割以上が電気に起因する火災とされています。
大地震時の電気火災を防ぐには、揺れを感知して自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が有効です。

「感震ブレーカー」とは・・・

「感震ブレーカー」は設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

どんなタイプがあるの？

分電盤タイプ、簡易タイプ、コンセントタイプなどがあります。



購入方法は？

ホームセンター、家電量販店、インターネットなどがあります。

感震ブレーカーに関するお問合せ先

横浜市総務局地域防災課 ☎ 671-2011

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後4か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】 地域・消防団への対応

＜現行体制＞

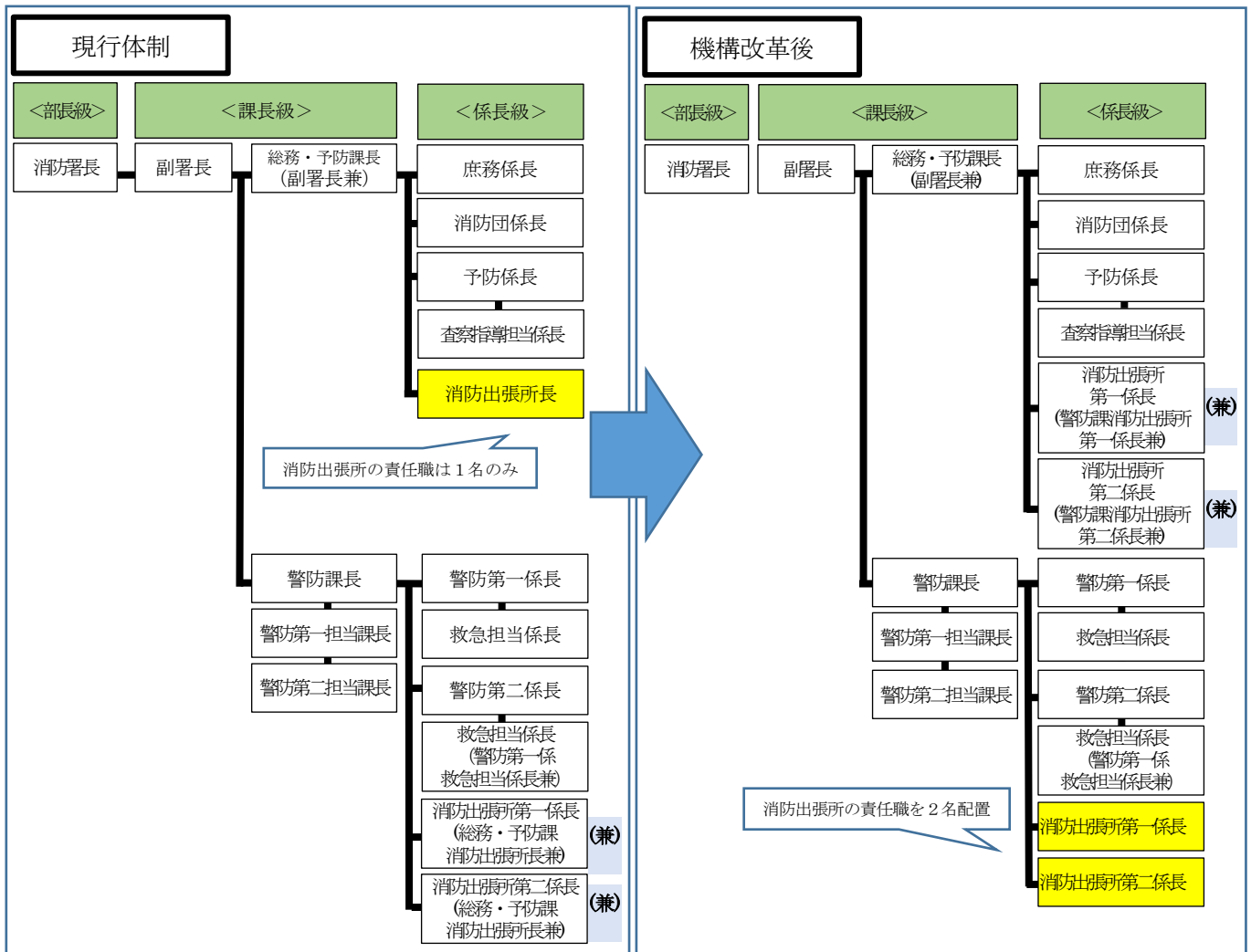
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



消防局総務部企画課
 担当 城田、藤田、飛塚
 電話 045-334-6401 / FAX 045-334-6510
 メール sy-kikaku@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

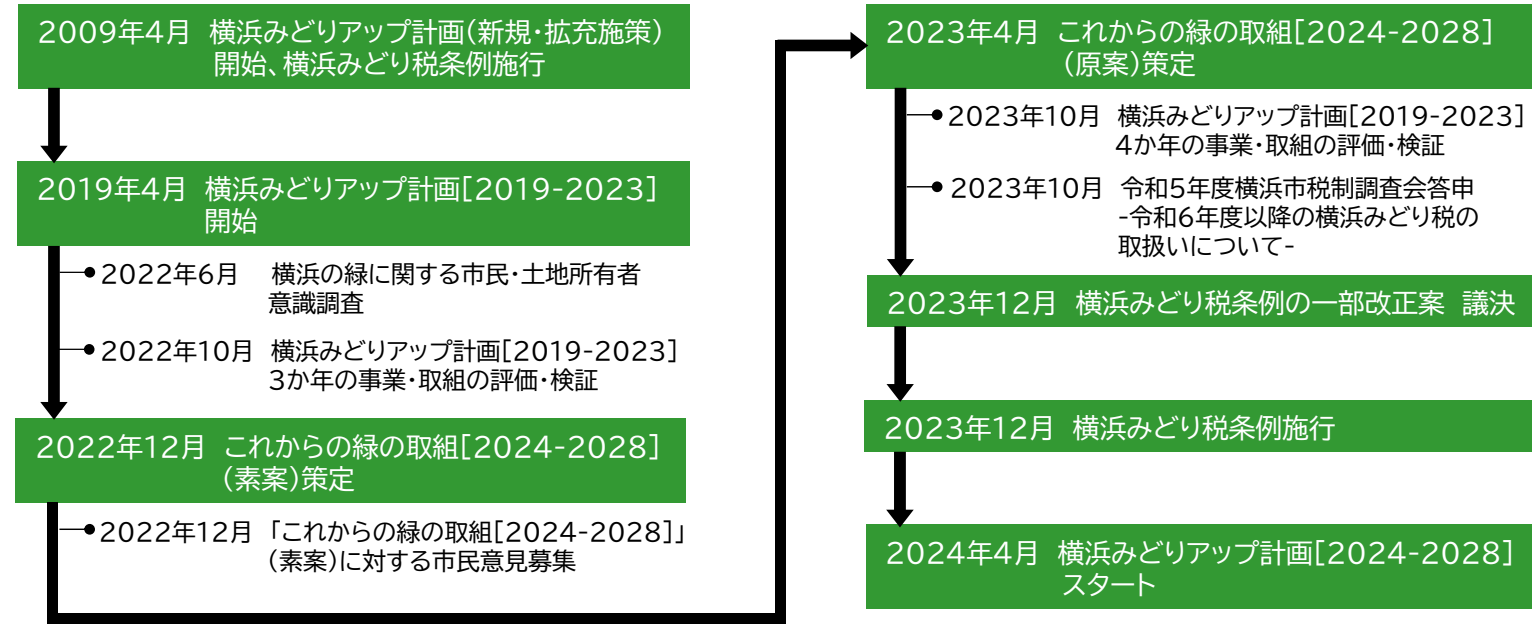
計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ



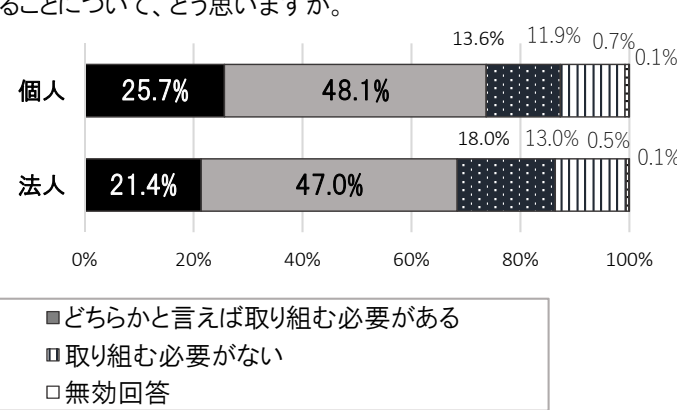
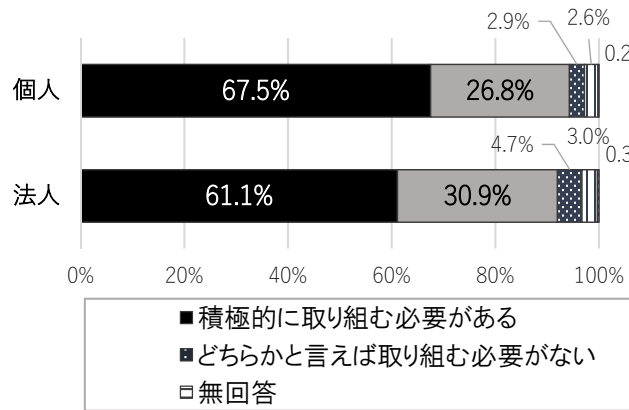
素案に対する市民意見募集の結果(概要)

	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人：1,281人 法人：939社	43通(意見総数：93件)

アンケート方式の回答結果

問1「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



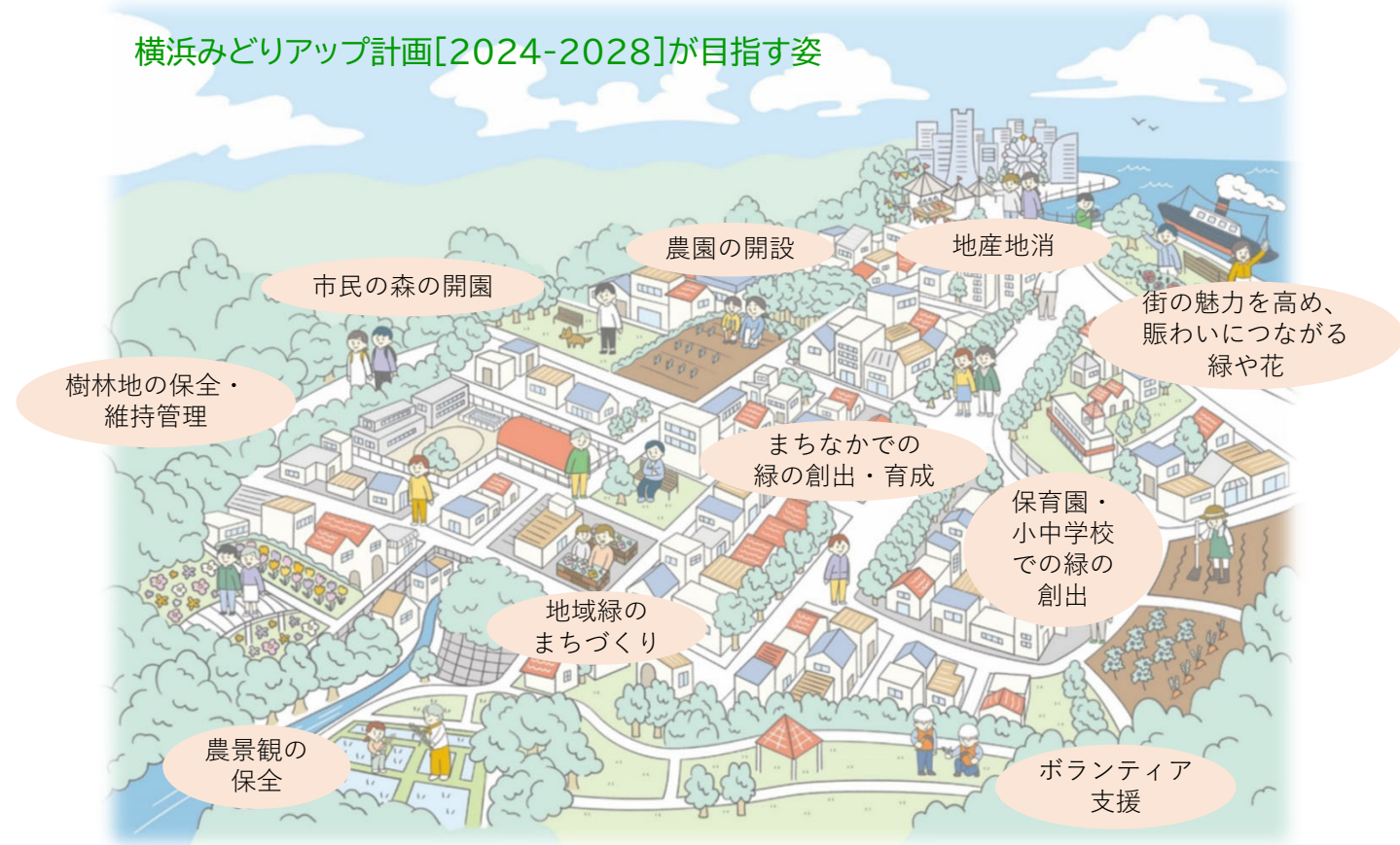
問合せ先
 横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

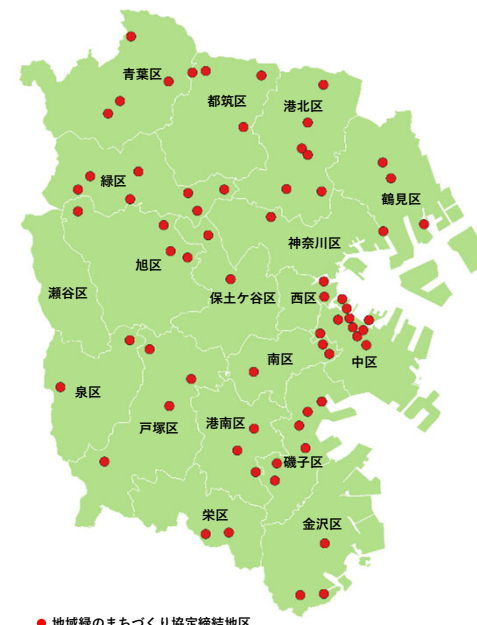
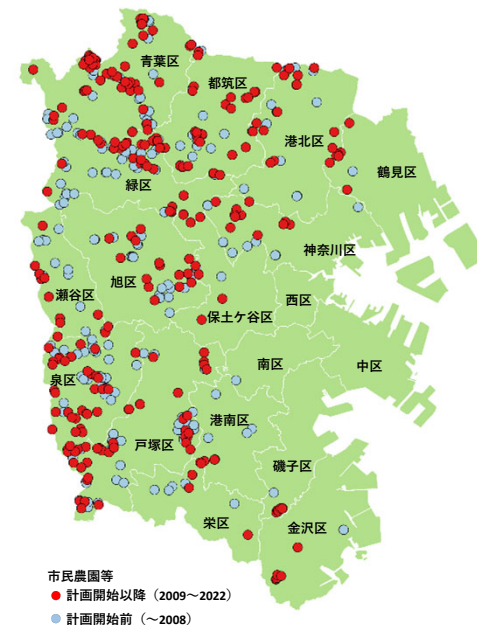
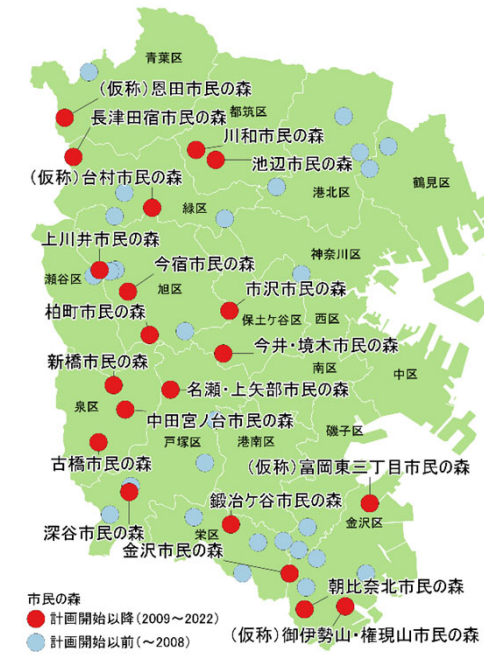


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
 - 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
 - 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
 - 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

事業② 良好な森の育成

事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

(単位：億円)

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

区連会 3 月定例会資料
令和 6 年 3 月 21 日
水道局戸塚水道事務所

各自治会町内会長 様

水道局戸塚水道事務所長

水道局水道メーター検針業務及び料金整理受託事業者の
社名変更に関する周知について【協力依頼】

1 依頼事項の趣旨

このたび、水道局が委託している水道メーター検針等受託事業者の社名が、令和6年4月1日から変更になります。変更に関する周知について御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】御承知おきください。

【単位会長】別紙「水道メーター検針等の受託事業者の変更について」の班回覧をお願いいたします。

3 変更内容

社名変更 旧) 株式会社エコシティサービス

新) 株式会社アウトソーシングトータルサポート

※ 社名変更に伴い、水道メーターの検針や水道の開栓業務に携わる社員のユニフォームが別紙のとおり変更になります。

4 添付資料

水道メーター検針等の受託事業者の変更について

担当：水道局戸塚水道事務所料金係 小島

Eメール su-totsukasuidou@city.yokohama.jp

電話 045-871-6461

栄区のお客さまへ

横浜市水道局

水道メーター検針等の受託事業者の変更について

平素より、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、栄区において、水道メーター検針業務、料金整理業務及び引越し等に伴う水道ご使用開始業務を履行しております事業者の社名が、令和6年4月1日から変更となります。

変更前（令和6年3月31日まで）：株式会社エコシティサービス

変更後（令和6年4月1日から）：株式会社アウトソーシングトータルサポート

なお、事業者の電話番号や事務所所在地は従来と同じです。

引き続き、お客さまサービスの向上に努めてまいりますので、お客さまの御理解と御協力をお願いいたします。

令和6年3月

新ユニフォームを着た職員の写真



株式会社アウトソーシングトータルサポート ユニホーム

※ 受託事業者は、水道局が貸与した「腕章」を身に付けています。

【お問合せ先】 横浜市水道局お客さまサービスセンター

☎：847-6262 / Fax：848-4281

「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和6年度横浜市市民活動保険補償内容（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円(180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円(90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和6年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和6年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

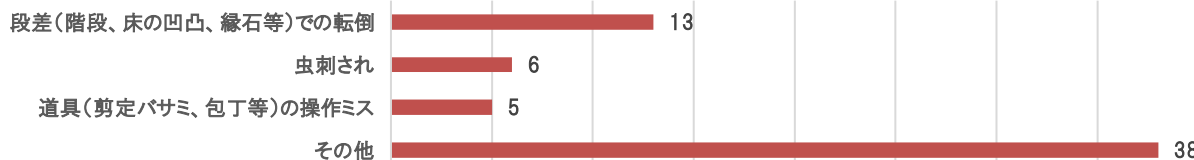
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

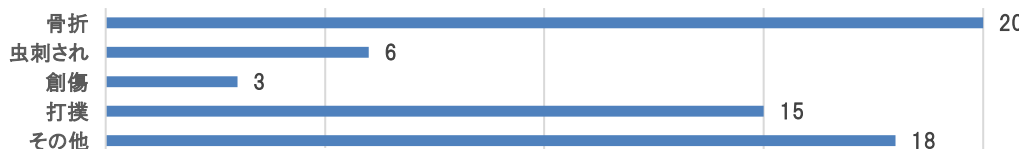
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故 ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損 ・ 活動者の親族に対する事故 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症 ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの ・ 細菌性食中毒 ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故 ・ 重大な過失による事故 ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

お問い合わせ・申請先 (各区役所総務課)	お問い合わせ先	
	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904
市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934
	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030
	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209
	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260
	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657
	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208
	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889
	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

区連会 3月定例会資料 令和 6年 3月 21日 総 務 課

各自治会町内会長 様

栄区総務課長

「令和6年度町の防災組織活動費補助金」関係書類のご提出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

令和6年度町の防災組織活動費補助金の交付のため、次の書類のご提出をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご対応をお願いします。

3 提出書類

(1) 令和5年度町の防災活動費補助金実績報告について

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和5年度町の防災活動費補助金実績報告書
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書 ※
<input type="checkbox"/>	収支決算書 ※
<input type="checkbox"/>	その他防災活動実績のわかる資料
<input type="checkbox"/>	領収書（1件の支出が10万円以上のもの）

(2) 令和6年度町の防災活動費補助金交付申請について

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和6年度町の防災活動費補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	事業計画書 ※
<input type="checkbox"/>	収支予算書 ※
<input type="checkbox"/>	団体の規約 ※
<input type="checkbox"/>	その他防災活動実績のわかる資料

「※」の付いている書類については、地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。

4 提出期限

令和6年6月28日（金）

5 提出先

栄区総務課防災担当（本館4階41番窓口）

裏面あり

6 提出方法

(1) メールでの提出 (sa-bosai@city.yokohama.jp)

※口座振替依頼書や請求書については、押印入りの原本の提出を求める場合があります。

(2) 横浜市電子申請システム **3月27日(水)** から

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>)

※地域活動推進費と同時に申請することができます。

(3) 窓口での手続き

※窓口での手続きをご希望の方は待ち時間等の軽減から事前にメールやお電話でご連絡ください。

7 同封書類

令和6年度町の防災活動費補助金事務手引き

8 その他

各種様式及び電子申請は栄区ホームページからもご利用いただけます。

防災補助金 栄区

検索

担当：栄区総務課防災担当 武内、児玉

栄区役所本館 4階 41番窓口

Eメール sa-bosai@city.yokohama.jp

電話 045-894-8430

FAX 045-895-2260

区連会 3月定例会資料
令和6年3月21日
栄区 区政推進課

栄区連合自治会町内会長 各位

栄区 区政推進課長
(栄区 区政推進課地域力推進担当課長)

各地区と区長の意見交換について【情報提供】

1 趣旨

栄区では令和6年度から、セーフコミュニティの認証満了に伴い「各地区と区長の意見交換」を実施します。また、令和5年度中には試行実施として全7地区で開催しましたので、その結果について情報共有します。令和6年度以降も引き続き、同様の手法で開催を計画しており、時期や会場等については各地区と調整してまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】今後、意見交換に関する日程調整等について、別途ご相談いたします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 資料

- (1) 令和5年度 各地区と区長の意見交換概要データ
- (2) 令和5年度 各地区と区長の意見交換情報共有

担当: 栄区 区政推進課 地域力推進担当
石塚・村山・小林
電話 894-8936 FAX 894-9127
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

令和5年度 各地区と区長の意見交換概要データ

1 実施状況

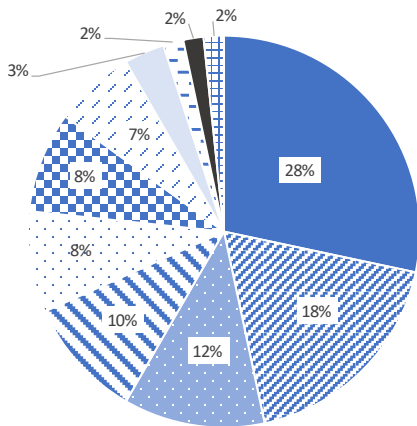
令和5年10月25日開催の上郷西地区から令和6年1月28日の笠間地区までの約3か月にわたり、7地区で実施しました。実施の手法は各地区によって様々でしたが、大別して2つに分類されます。

- ① 地区と区長（行政）との対話形式：本郷中央地区、本郷第三地区
 - ② 地区の要望を区長が回答する形式：豊田地区、笠間地区、小菅ヶ谷地区、上郷西地区、上郷東地区
- 今回は手法を限定せずに開催を目指したため、各地区において様々な対応となりました。

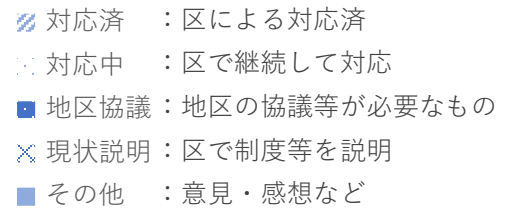
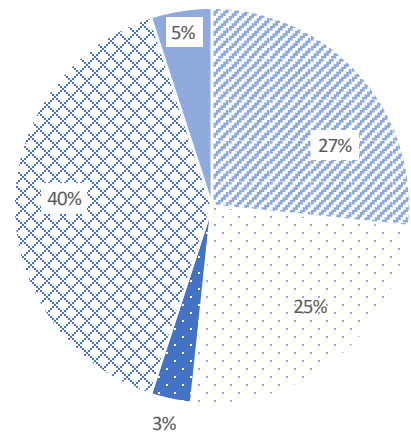
事前に要望一覧等を情報提供いただいている地区もあり、早期に受領した場合、当日の進行時に回答を行うことで、意見交換に多くの時間を割くことができました。

2 7地区全体データ

【課題の分類】



【対応状況】



	豊田	笠間	小菅ヶ谷	本郷中央	本郷第三	上郷西	上郷東	合計
道路・交通		7	3			4	3	17
担い手		2	4		1	3	1	11
公園		2	1		1	3		7
環境			1			2	3	6
区役所	2	1	1		1			5
防災	1		2	1	1			5
防犯			1			3		4
空家						2		2
福祉			1					1
文化			1					1
学校				1				1
合計	3	12	15	2	4	17	7	60

※ 件数等のカウントについては、事前の要望と当日の意見に同様の内容が含まれている場合や、簡易な問い合わせ等の部分もあり、区で整理しています。

3 各地区データ

豊田地区	分野	対応
広報よこはまの配布方法	区役所	対応済
広報よこはまの委託化	区役所	対応済
放水訓練場所の設置	防災	現状説明

笠間地区	分野	対応
旧公務員宿舎の撤去	道路交通	対応中
公開空地の安全確保	道路交通	対応中
町内会のデジタル化	担い手	対応済
笠間十字路スクールゾーン	道路交通	地区協議
町内会の負担軽減	担い手	現状説明
EV公道充電所の設置	道路交通	対応中
笠間口周辺空間の利用	道路交通	現状説明
笠間中央公園の活用	公園	対応中
旧公務員宿舎前の歩行者滞留場所	道路交通	現状説明
選挙掲示板の移設	区役所	地区協議
いたち川遊歩道の安全	道路交通	対応中
公園愛護会費の見直し	公園	現状説明

小菅ヶ谷地区	分野	対応
委嘱委員の活動広報	担い手	対応済
防犯カメラの設置	防犯	対応済
駅前イベント時の清掃	環境	対応済
地域活動推進費の使途	担い手	現状説明
法律相談の対応確認	区役所	現状説明
焼きそば大会の意見聴取方法	担い手	対応中
焼きそば大会の担い手	担い手	対応中
柏陽高校交差点信号機の延長等	道路交通	対応中
押しボタン式信号の時間帯	道路交通	対応済
地域防災拠点の運営	防災	対応中
中央分離帯の草刈り	道路交通	現状説明
防災ミュージアムの設置	防災	現状説明
スポーツ広場の管理	公園	対応中
つながるプラン補助金	福祉	現状説明
長光寺の歴史看板修繕	文化	対応済

本郷中央地区	分野	対応
水害時の防災拠点開設	防災	対応済
拠点における打合せ方法	防災	対応済

本郷第三地区	分野	対応
中学生の遊び場の整備	公園	現状説明
自治会町内会デジタル化促進	担い手	現状説明
地域防災拠点と地域の連携強化	防災	対応中
町内会未加入時のデメリット	担い手	対応中

上郷西地区	分野	対応
いの山東公園の水道新設等	公園	対応中
空家の管理方法	空家	現状説明
防犯カメラの設置	防犯	対応済
ホームページの開設補助	担い手	対応済
支援隊の設立状況説明	担い手	その他
美化ボランティア状況説明	担い手	その他
地域の空家の状況説明	空家	その他
バス通りにおける白線整備	道路交通	対応済
カーブミラーの改修等	道路交通	現状説明
防犯灯の設置	防犯	現状説明
プロムナードの街路灯設置	防犯	現状説明
会館周辺樹木の伐採	環境	現状説明
遊水地周辺の草刈り	環境	対応済
いの山東公園の水道撤去	公園	対応済
いの山東公園の公衆トイレ照明	公園	対応中
道路の中央区画線の整備	道路交通	対応中
道路の街路樹升撤去	道路交通	対応済

上郷東地区	分野	対応
役員のなり手不足	担い手	現状説明
バス等の交通手段	道路交通	現状説明
環状4号線の4車線化	道路交通	現状説明
庄戸トンネル上部利用	道路交通	現状説明
本郷車庫周辺の散策コース	環境	現状説明
横浜栄高校周辺の緑地整備	環境	現状説明
工事における住環境への配慮	環境	現状説明

令和5年度 各地区と区長の意見交換情報共有

<p>豊田地区：令和5年12月9日（土）</p> <p>【要望状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所に関する意見 2件 ・ 防災に関する意見 1件 計3件 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応済 2件 ・ 現状説明 1件 	<p>【主要な意見】</p> <p>広報よこはまの配布に対して、地域で負担を感じている状況がある。</p> <p>紙による資料の大切さも理解できるが、対応を検討してほしい。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>直接配送を行う手続きの説明等を実施。</p>
<p>笠間地区：令和6年1月27日（土）</p> <p>【要望状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通に関する意見 7件 ・ 公園に関する意見 2件 ・ 区役所に関する意見 1件 ・ 担い手に関する意見 2件 計12件 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応済 1件 ・ 対応中 5件 ・ 地区協議 2件 ・ 現状説明 4件 	<p>【主要な意見】</p> <p>笠間交差点から青木神社に至る道路は通学路として利用されているが、歩道が狭く車の通行量の多いことから、地域による見守りが行われている。何とかできないか。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>栄警察署と調整の結果、地域の意見を集約することにより、交通規制を実施することは可能と提案いただいております、その調整について説明を実施した。</p>
<p>小菅ヶ谷地区：令和5年12月17日（日）</p> <p>【要望状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に関する意見 4件 ・ 防犯に関する意見 1件 ・ 防災に関する意見 2件 ・ 環境に関する意見 1件 ・ 区役所に関する意見 1件 ・ 道路交通に関する意見 3件 ・ 公園に関する意見 1件 ・ 福祉に関する意見 1件 ・ 文化に関する意見 1件 計15件 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応済 5件 ・ 対応中 5件 ・ 現状説明 5件 	<p>【主要な意見】</p> <p>地域活動推進費の精算において宿泊研修費、また、その他の補助においても、会議用飲料が対象外ということに疑問がある。</p> <p>また、イベント実施については区において地域の意見を取り入れる必要がある。</p> <p>柏陽高校前交差点信号機の点灯時間調整による危険防止をお願いする。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>各種補助金の精算については、事前の相談をお願いしたい。イベント実施については各種アンケートや会議により意見聴取を進めていく。</p> <p>柏陽高校前交差点については、歩行者用信号機の点灯時間調整を行ったところであるが、栄警察署及び栄土木事務所で引き続き連携して協議を行っていく。</p>

<p>本郷中央地区：令和5年12月16日（土）</p> <p>【意見交換状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イベント参加促進 ② 各役員選出方法 ③ 防災訓練等のあり方 ④ 各種委員の選出 ⑤ 行政からの配付資料 ⑥ その他の課題 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応済 2件 	<p>【主要な意見】</p> <p>事前にいただいた6項目について各自治会町内会長が区長と意見交換を実施。</p> <p>主に役員を選出や運営方法について各会長が意見を交換、様々な悩みも含め、区としても貴重な機会としてお話を伺った。</p> <p>また、会長の中から、連合内での定期的な意見交換を求める意見などもあった。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>配付資料の削減や電子化、区としての負担軽減に等について意見を交換。</p>
<p>本郷第三地区：令和5年12月17日（日）</p> <p>【意見交換状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中学生の遊び場の整備 ② デジタル化の促進 ③ 地震対策連携強化 ④ 自治会町内会活動の支援促進 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応中 2件 ・ 現状説明 2件 	<p>【主要な意見】</p> <p>事前の4項目について各会長と区長が意見交換を実施。</p> <p>スポーツ広場の設置、配布資料のデジタル化促進、地域防災拠点との連携、自治会町内会未加入のデメリット等があった。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>市連会における負担軽減の取り組みや、担い手確保手法等について意見を交換。</p>
<p>上郷西地区：令和5年10月25日（水）</p> <p>【要望状況】 ※回答時に再要望あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園に関する意見 3件 ・ 空家に関する意見 2件 ・ 防犯に関する意見 3件 ・ 担い手に関する意見 3件 ・ 道路交通に関する意見 4件 ・ 環境に関する意見 2件 計 17件 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応済 6件 ・ 対応中 3件 ・ 現状説明 5件 ・ その他 3件 	<p>【主要な意見】</p> <p>いの山東公園に関する意見が3点、その他、道路・環境に関する意見が多く提出された。また、防犯について、カメラや防犯灯に関する意見があった。</p> <p>【栄区の対応】</p> <p>公園や道路整備など、栄土木事務所による対応が必要な案件が多く含まれた。</p> <p>また、防犯については地域振興課において、その他、個々のケースごとに所管課で確認して対応を行う旨を説明。</p>
<p>上郷東地区：令和6年1月28日（日）</p> <p>【要望状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に関する意見 1件 ・ 道路交通に関する意見 3件 ・ 環境に関する意見 3件 計 7件 <hr/> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状説明 7件 	<p>【主要な意見】</p> <p>道路交通については、道路の拡幅、バス路線の整備に関する意見があった。</p> <p>自然環境の保護については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庄戸トンネル上部の緑地化 ・ いたち川散策コースの整備 ・ 緑地の整備 などの意見があった。 <p>【栄区の対応】</p> <p>事前にいただいたテーマを中心に区長から説明を行い、その後、意見交換を実施。</p>

栄区連合自治会町内会長 各位

栄 区 区 政 推 進 課 長
(栄区区政推進課地域力推進担当課長)

担い手応援 焼きそばだより 第1号について【回覧依頼】

1 趣旨

栄区の魅力を高めつつ、新たな担い手を育むため、来年度も「第2回焼きそば名人育成講座」「第2回栄区連合自治会町内会対抗焼きそば大会」を開催する予定です。その告知と本年度開催した「第1回栄区連合自治会町内会対抗焼きそば大会」の概要をまとめた『担い手応援 焼きそばだより 第1号』を発行しました。

区民の皆さまにご高覧いただきたく、自治会町内会への班回覧をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】自治会・町内会への班回覧をお願いします。

3 資料

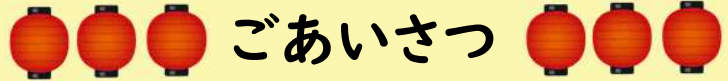
担い手応援 焼きそばだより 第1号 班回覧

担当:栄区区政推進課 地域力推進担当
石塚・村山・小林
電話 894-8936 FAX 894-9127
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

担い手応援

焼きそば だより

第1号



栄区に限らず、全国的に「地域の担い手不足」が大きな課題となっており、新たな担い手の発掘・育成が求められています。

「地域の担い手」には様々な活躍の場面があることから、栄区では皆さまが取り組みやすいテーマからアプローチを行うために屋台講座などを実施してきました。今年度も引き続き、企画を通して担い手の発掘に取り組む予定ですので、企画の内容や地域の方々の声をお届けするためのお便りをお贈りします。

担当：区政推進課 地域力推進担当
電話：894-8936 メール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

／＼ そもそも、どんなことをしているの？？ ／＼



まずはここから！ 焼きそば名人育成講座

地域行事で役立つ模擬店に関する知識を習得します。屋台での調理を体験できるうえ、衛生上の注意も学べる一石二鳥のお得な講座です。受講生にはここだけのオリジナルエプロンをプレゼント!!

日頃地域のお祭りや活躍されている方が、焼きそばの焼き方を伝授！子どもたちが楽しめるブースも用意しています。



令和6年の予定
7月6日(土) 10時～
千秀センター・広場
広報よこはま5月号で受講生募集!

栄区連合自治会町内会対抗 焼きそば大会

これまで地域で磨いてきた焼きそばの腕前を披露!!
連合ごとにオリジナルメニューを考案するのも大会の醍醐味です。

令和6年の予定
12月1日(日) 10時～
本郷台駅周辺



たった1日の講座で焼きそばづくりの名人になれる!! 焼きそば名人育成講座

(裏面あり)



栄区連合自治会町内会対抗 焼きそば大会を開催しました

令和5年12月2日(土)に本郷台駅前広場にて初めての連合町内会自治会対抗焼きそば大会が開催されました。各連合、オリジナルのメニューで大会に挑んでいただき、会場は多くの来場者で賑わっていました。来場者の割りばし投票のほか、審査員(霧笛楼名誉総料理長・商店街連



合会会長)による審査が行われました。記念すべき第1回大会の優勝は、**本郷中央連合町内会自治会の沖縄風ピリ辛焼きそば**に決定しました!!

反省会では既に連覇に向けて作戦会議をされたとか…!?



地域密着!!焼きそばストーリー 新たな担い手の発掘 本郷中央連合の軌跡

第1回名人育成講座を通じて、地域活動の第一歩を踏み出す若手の参加者が現れた本郷中央地区。焼きそば大会では見事優勝も果たしました。本企画の運営にご尽力いただいた2名にお話を伺い、成功の秘密に迫ります。

「フォロー」があるからこそ、 新たなつながりが生まれる

自分が自治会で活動を始めたとき、いきなり体育文化部長としてミニリンピックを担当しました。大変そうだとは思いましたが、自治会では補佐として前の部長がサポートしてくれる仕組みがあり、そのおかげで初めての担当者も安心して活動できます。

なかなか良い仕組みで、ほかにも前向きな人を中心に、役職をつけずに行事の際に声をかけるサポート隊、支援員というものを作っています。難しく捉えずミニリンピック、夏祭り、満天フェスタなどを手伝ってもらっています。

楽しくワイワイやる雰囲気づくりが大事ですね。そのためにはBBQなど交流を深める機会を大切にしています。班長になった若手をBBQに誘い、支援員になってもらうのと同様、夏の焼きそば名人育成講座、冬の焼きそば大会に向けて動きの良い若手に対して声掛けしました。

令和5年度の焼きそば名人育成講座では20代と40代の若手に参加してもらい、新たな担い手を確保する良い機会となりました。次年度に向けては、新たに30代の若手が参加を希望しています。今後も続けていけると嬉しいです。



湘南桂台自治会
副会長 黒川 哲明さん

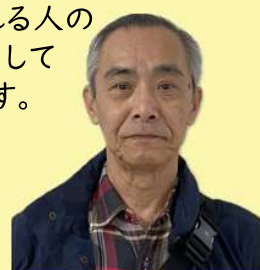
「担い手の発掘」が目的であることを 伝えることが大切

細田連長から連絡担当者に指名されて、いい加減なことではできないと思いました。焼きそばよりも、この企画の目的は「新たな担い手の掘り起こし」であることです。いきなり新たな方に参加を求めるのはとても難しいことですが、この目的がぶれないことがとても大切だと思います。何度も説明をしてきました。

今回は黒川さんの協力もあり、20代~40代の3名の方が新たな仲間として参加してくださり、大会まで迎えることができました。お子さん連れて参加する方もいましたし、とにかく大会まで「一緒に」やっていたことがポイント。今回新たに参加された方が、次は講師になり、また別の方を巻き込んでいくようになれば、と思います。

特に若い方、初めての方はまずはこんな風にお祭りなどイベントに楽しく従事していただく形で十分。少しずつ地域活動に携わってくれる人の母数を増やし、全体の負担を減らしていくことも大切なのかなと思います。今後は栄区のご当地焼きそばができれば嬉しいな。(笑)

青少年指導員 本郷中央地区
会長 橋本 哲芳 さん



栄区連合自治会町内会長 各位

栄区 区政推進課長
(栄区 区政推進課地域力推進担当課長)

第2回栄区焼きそば名人育成講座について【情報提供】

1 趣旨

各地で地域の担い手不足が大きな課題となっている現在、担い手の育成が急務となっています。栄区では潜在的な担い手を発掘するため、今年度に引き続き「焼きそば名人育成講座」を実施します。各地区連合自治会町内会の皆様におかれましては関係する下記の日程について、ご確認をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 実施内容

第2回栄区焼きそば名人育成講座

日 時:令和6年7月6日(土)10:00～

会 場:千秀センター・千秀広場(栄区田谷町 1662)

内 容:①食品の安全な取り扱いについて(講師:栄区生活衛生課)

②屋台の調理方法

受講者:28名(広報よこはま5月号にて公募予定)

講 師:28名(各地区連合4名×7連合) ※5月区連会にて依頼を予定しています。

備 考:受講者へは下記イベントへの招待を計画しています。

【参考】第2回栄区連合自治会町内会対抗焼きそば大会(予定)

日 時:令和6年12月1日(日)10:00～

会 場:本郷台駅周辺

参加者:名人育成講座受講者・講師ほか

4 その他

- (1) 受講者については、広報よこはま栄区版5月号にて募集を行います。
- (2) 各種アンケート結果は、裏面をご覧ください。

担当:栄区 区政推進課 地域力推進担当
石塚・村山・小林
電話 894-8936 FAX 894-9127
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

【従事者向け】令和5年7月8日 担い手育成講座アンケート集計結果(回答数:40件)

所属

豊田:9 笠間:5 小菅ヶ谷:2 本郷中央:5 本郷第三:2 上郷西:2 無記入:15

名人育成講座に参加して、屋台に関する食品衛生の講義はいかがでしたか。

「大変役立つ」「役立つ」が92%でした。

「地域のイベントや催しの開催団体にも受講してほしい」という個別のご意見がありました。

焼きそばの調理に参加して、今後の地域活動に役立ちますでしょうか。

「大変役立つ」「役立つ」が97%に達しました。

ほぼ全員の方が、地域活動に役立つという回答でした。

受講後は地域活動にご参加されるお気持ちはありますか。

「積極的に参加したい」「参加したい」が87%でした。

【従事者向け】令和5年12月2日 焼きそば大会アンケート集計結果(回答数:38件)

所属

豊田:6 笠間:9 小菅ヶ谷:4 本郷中央:3 本郷第三:1 上郷西:5 上郷東:10

大会の感想

「とても満足」「満足」を合わせたものが68%、「不満」「かなり不満」が15%、特にないが13%でした。

個別のご意見では、「混雑の緩和を考えてほしい」、「来場者の多さにびっくりした」、「買えない人が出ないようにして」、などがありました。

大会の開催場所について

「本郷台駅前広場がよい」が87%、「ほかの場所に変えてほしい」が13%でした。

個別のご意見では、「混雑しない広い場所」や「学校の校庭」、などがありました。

【連長向け】令和5年12月2日 焼きそば大会アンケート集計結果(回答数:7件)

新たな担い手育成につながる企画だと感じられましたか。

「新たな担い手につながる」が4名、「新たな担い手につながらない」が3名でした。

メニューについて

「焼きそばよい」が6名、「他のメニュー」が1名でした。

会場について

「育成講座:千秀センター」が7名でした。

「焼きそば大会:駅前広場」が6名、「会場を変更」が1名でした。

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援の取組状況等に関する 実態調査結果について（報告）

1 事業の趣旨

令和6年1月区連会にて依頼した標記調査について、ご多忙の中ご協力いただきありがとうございました。現時点の調査結果について、「(別紙)災害時要援護者支援の取組状況等に関する実態調査 集計結果」にてご報告致します。なお、集計結果(確定版)のご報告については、令和6年6～7月頃を予定しております。

調査用紙のご提出がお済でない自治会・町内会につきましては、お忙しいところ恐縮ですが、裏面に記載の方法にて、ご提出をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 定例会等で情報共有の上、自治会町内会での今後の活動のご参考にしていただければと思います。

また、ご提出がお済でない自治会・町内会につきましては、裏面に記載の方法のいずれかにてご提出をお願い致します。

ご提出期限：令和6年4月30日(火)

※重要性の高い調査となっておりますため、上記締切までにご提出がない自治会・町内会につきましては、個別にお伺いの上、聞き取り等をさせていただくことがございます。

3 調査の回答方法について（未提出自治会・町内会向け）

1 回答者

自治会・町内会長

2 調査用紙について

令和6年1月の区連会にて、調査票および返信用封筒を各自治会・町内会へ送付済みです。

再送等をご希望の場合は、894-6962までお問い合わせください。

3 提出方法

(1) 窓口提出の場合

栄区役所 新館 3階304窓口へお越しください。
担当者：川村・畑尻

(2) 郵送の場合

調査票に御記入のうえ、返信用封筒で御返送ください。

(3) FAXの場合

調査票に御記入のうえ、下記番号までお願い致します。
FAX：895-1759

(4) メール送付の場合

栄区HPより様式をダウンロードし、下記提出先にPDFでメール送付ください。

【栄区HP】 栄区災害時要援護者支援事業

【提出先】

sa-youengo@city.yokohama.jp
(栄区福祉保健課災害時要援護者支援担当)



～ご参考～ 検索

● 地域で取り組むことの必要性・支援体制の構築について(栄区 HP)

災害時要援護者支援ガイド（栄区版）～いざというときに地域で助け合うために！～



● 取り組み内容の検討について（健康福祉局 HP）

活動事例集

災害時要援護者支援ガイド



● 個人情報の取扱いについて（市民局 HP）

自治会町内会における個人情報の取扱いについて



福祉保健課事業企画担当 川村、畑尻

電話：894-6962 FAX：895-1759

メールアドレス：sa-youengo@city.yokohama.jp

(別紙) 災害時要援護者支援の取組状況等に関する実態調査 集計結果 (令和6年3月5日時点)

《アンケート概要》

- ① 調査対象：栄区内88自治会・町内会
- ② 調査方法：地区連合町内会定例会で配付。郵送・メール・FAX等にて回答。
- ③ 回収数：61自治会・町内会（回収率69.3%）
- ④ 調査時期：令和6年1月22日付けで依頼。令和6年2月20日期限。

【調査目的】

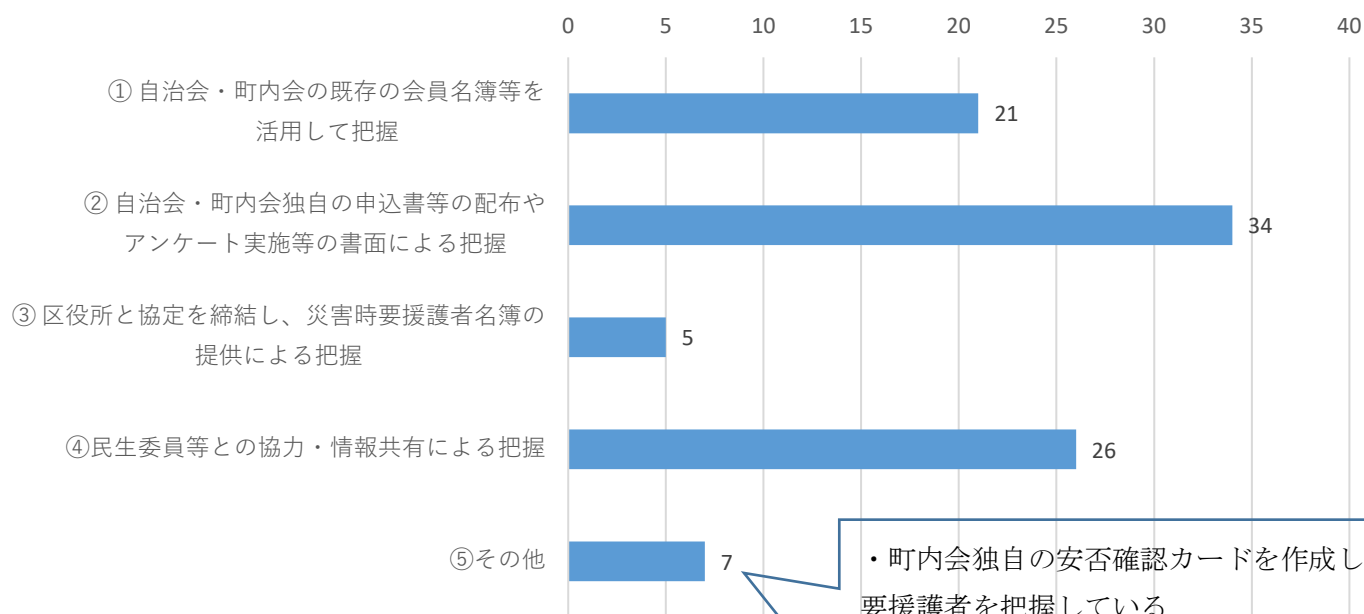
栄区における災害時要援護者支援の取り組みについては、令和3年度に実施しました調査時点で、区内88自治会・町内会中、84自治会・町内会で取り組みを進めている旨の回答をいただいています。そこで、令和5年度の調査では、各自治会・町内会における取組の状況について、調査させていただき、今後の支援策等に活用させていただきたいと考えております。

つきましては、下記設問で、貴自治会・町内会に当てはまるものに○を付けてください。

《アンケート結果》

問1 災害時要援護者の把握方法について、お伺いします。

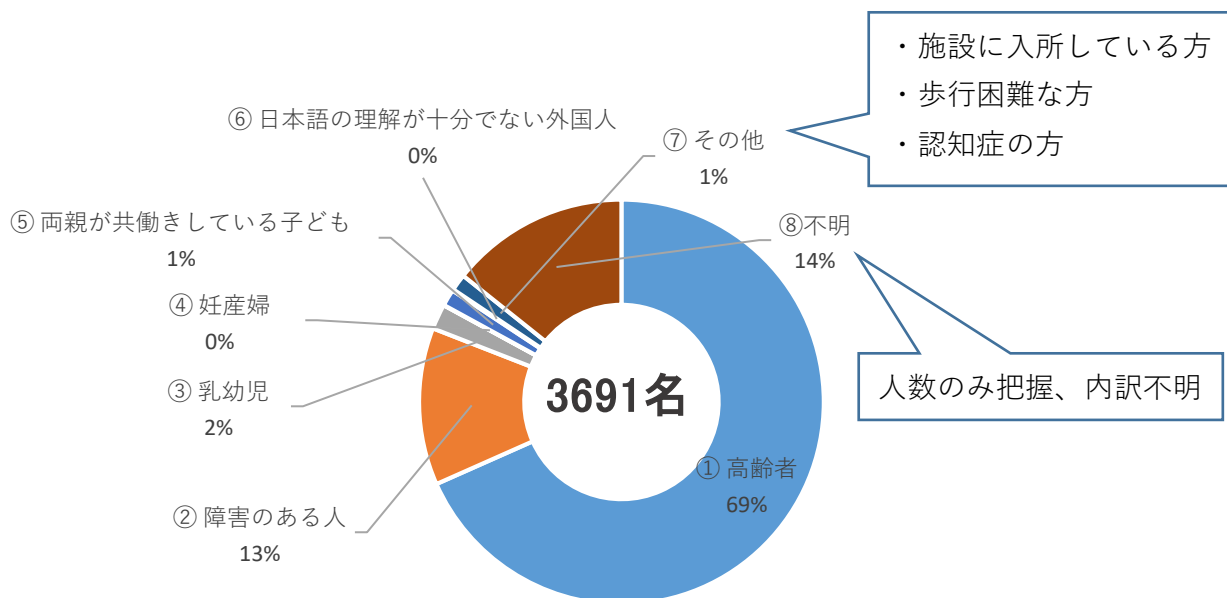
当てはまるもの全てに、○を付けてください。【複数選択可】



＜表1＞ 災害時要援護者の把握方法【複数選択可】>

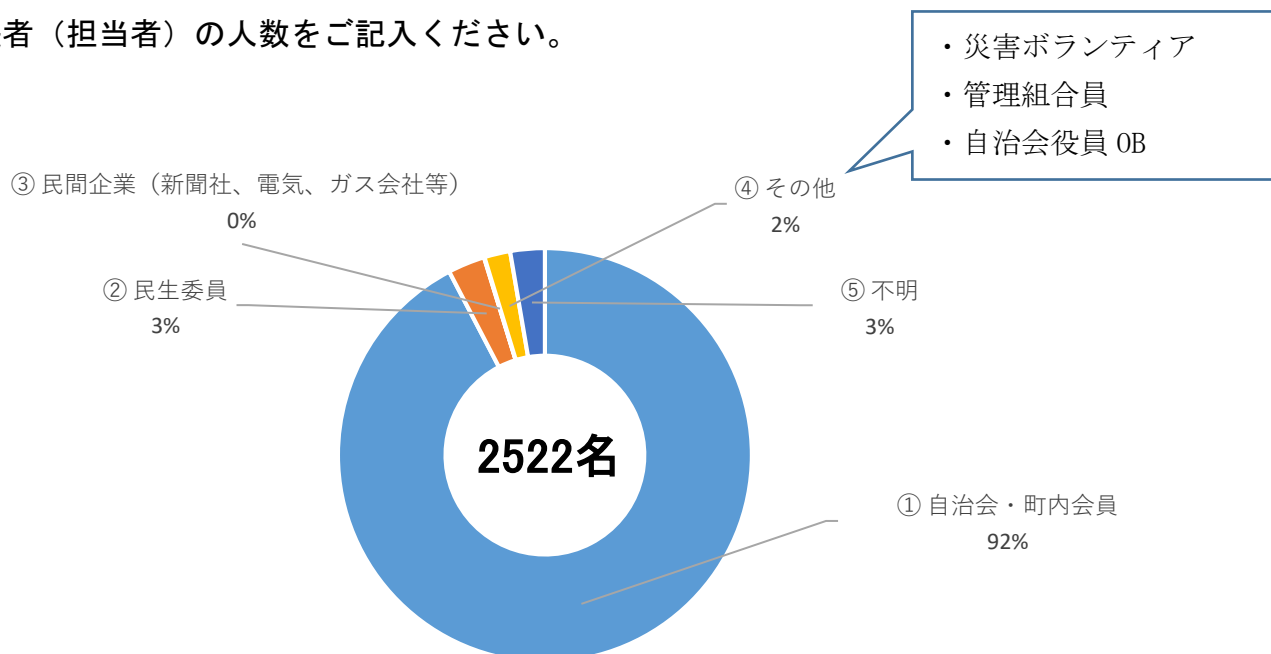
- ・町内会独自の安否確認カードを作成し、要援護者を把握している
- ・自治会と災害時要援護者支援推進委員会と連携して取り組んでいる
- ・年度初めに各世帯に年齢別、性別のアンケートを配布し回答してもらっている
- ・役員の定例会での情報共有による把握している

問2 把握している災害時要援護者の人数をご記入ください。※一部重複あり



<表2 把握している災害時要援護者の人数>

問3 支援者（担当者）の人数をご記入ください。

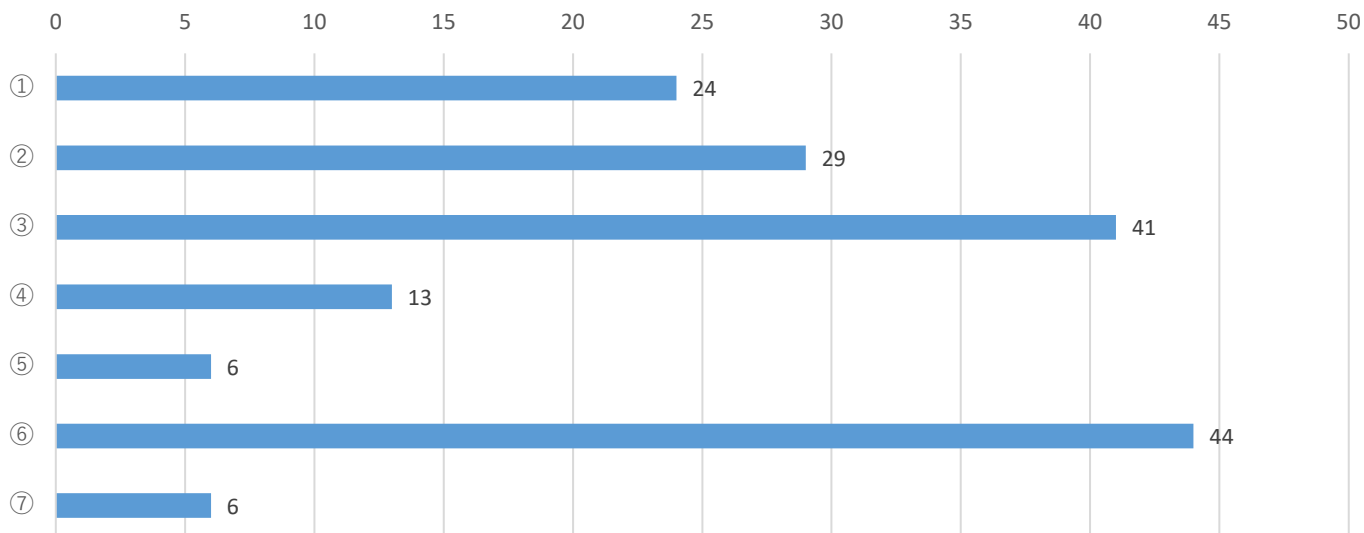


<表3 把握している支援者（担当者）の人数>

問4 災害時要援護者の支援の実施方法について、お伺いします。

③ 両隣や自治会・町内会の支援者（担当者）、民生委員による、普段の生活の中での緩やかな見守り、⑥ 訓練の実施を行っている自治会・町内会が多いです。

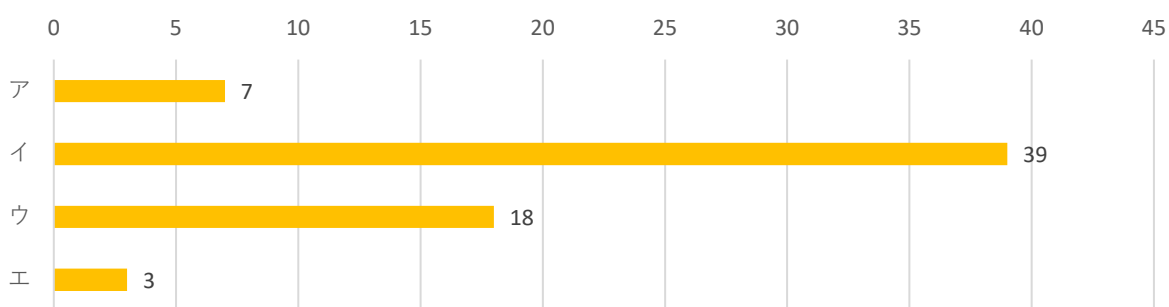
<表4-1 災害時要援護者支援の実施方法【複数選択可】>



- ① 防災関連部会等での災害時要援護者支援の取組に関する検討
- ② 自治会・町内会の既存の行事やサロン活動などへのお誘い、声掛け
- ③ 両隣や自治会・町内会の支援者（担当者）、民生委員による、普段の生活の中での緩やかな見守り
- ④ 災害時要援護者一人ひとりに対応する支援者（担当者）による、日ごろからの訪問や見守り
- ⑤ 災害時要援護者と支援者（担当者）が交流する場の設置
- ⑥ 訓練の実施 ※表4-2 参照
- ⑦ その他

・自治会・町内会の広報誌にて注意喚起をしている
・町内マップの作成および毎年度、更新をしている

<表4-2 問4⑥訓練の実施の内訳【複数選択可】>



- (ア) まち歩き等による、避難経路、支援活動等の想定・検証
- (イ) 安否確認訓練（タオルやマグネット等を活用した訓練など）
- (ウ) 避難誘導訓練・救出救護訓練（車いす操作訓練や担架による搬送訓練など）
- (エ) その他

・消防訓練の実施
・地域防災拠点訓練の実施

問5 災害時要援護者支援に取り組むうえでの課題・お気づきの点・ご要望等がございましたら、ご記入ください。【自由意見】

《主な意見（要旨）》

○要援護者の把握について

- ・災害時要援護者について民生委員との共有が難しく、できていない。
- ・個人情報保護の観点、プライバシーの観点から要援護者の把握が進まない。
- ・必要性は十分認識しているが名簿作成が未整備となっている。
- ・町内で障害のある方の把握をする術がない。
- ・災害時要援護者の把握のため世帯調査を実施したが、個人情報保護法の観点から日常の活用が難しいため、非常時以外は名簿を封印している。
- ・新型コロナによる支援事業停止期間があったため、現状では全く把握ができず困っている。
- ・マンション・アパートにどのような方が住んでいるか把握できていない。

○支援者

- ・自治会全体が高齢化しており、若い世代は自治会活動を敬遠しがちであるため、自治会内の力だけでは行き詰まりを感じている。
- ・支援担当者は決めているが、災害が昼間に発生し担当者が不在時どうするか、話には出るが想定した訓練はできていない。
- ・毎年度役員が交代する関係で、名簿の管理や引継ぎ方法、また情報収集をどのようにするか、連携がうまくいくかなど課題がたくさんある。

○支援方法について

- ・栄区内で災害時要援護者支援対策をしっかりと行っている自治会や創意工夫をこらし、またはユニークな取り組みを行い、効果（実績）をあげている自治会を知り、そこから学びたい。
- ・要援護者情報についてはプライバシーの問題もあり、住民には共有をしていない。実際に災害が起きた時、誰でも支援できるように共有したほうが良いとの意見もあり、検討が必要。
- ・マンション高層階の要援護者に対する救出、誘導、救援物資の搬送が困難。
- ・要援護者の多くが支援者の有無にかかわらず、拠点に行くことを「遠い」「上り坂がある」「人に頼りたくない」「家にいたい」等の理由から望んでいない。
- ・無関心の方が多くどのように浸透させるか苦労している。

桂山公園こどもログハウス「ロッキー」の工事に伴う休館について（情報提供）**1 趣旨**

桂山公園こどもログハウス「ロッキー」におきまして、令和6年度に「夏の暑さ対策その他工事」を予定しています。工事期間中は、施設は休館となり、区民の皆様に御不便・御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 対象施設

栄区桂台中16-1

桂山公園こどもログハウス「ロッキー」

4 工事期間

概ね6か月から7か月程度（令和6年6月以降開始予定）

5 工事内容

空調設備の新設及びそれに伴う断熱工事、その他雨漏り対策工事 など

6 周知方法

今後、広報よこはまやホームページ等により周知していきます。

* 本件工事の実施は、現在開会中の令和6年第1回横浜市会定例会において、令和6年度予算が可決されることが条件となります。

担当：栄区地域振興課生涯学習支援係 辻本、井口

電話 045-894-8393 / FAX 045-894-3099

メール sa-shisetsu@city.yokohama.jp

各自治会・町内会長 様

区連会 3 月定例会資料 令和 6 年 3 月 21 日 地 域 振 興 課
--

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について【依頼】

1 依頼事項の趣旨

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とした地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費補助金について以下の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】 ご承知おきください。
- 【地区連長】 ご対応お願いします。
- 【単会会長】 ご対応お願いします。

3 提出書類（電子データがございます。ご利用ください。）

(1) 令和 5 年度地域活動推進費実績報告手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 5 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第 6 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支決算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1 件の金額が 100,000 円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）

※その他、審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(2) 令和 6 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 6 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業計画書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	団体の規約
<input type="checkbox"/>	総会の資料及び議事録
<input type="checkbox"/>	電気料金等領収書（4 月分）の写し 電気料金集約分内訳表（4 月分）の合計数の記載がある【最終頁】の写し ※該当がある自治会町内会のみです。防犯灯の位置図や覚書等をご添付いただく場合がございます。

※その他、審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(3) 口座振替依頼書

代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印（認印）のうえ、原本をご提出ください。

4 提出期限 令和 6 年 6 月 28 日（金）

※なお、事情により期限を過ぎる恐れがある場合は、地域振興課へ事前にご相談ください。

5 提出先

栄区地域振興課地域活動係

6 提出方法

(1) メールでの提出 (提出先: sa-chikatsu@city.yokohama.jp)

※電子データがございました。ご利用ください。

※口座振替依頼書や請求書については、押印入りの原本の提出を求める場合があります。

(2) 横浜市電子申請システム **3月27日(水)** から

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>)

※同フォームから「町の防災組織活動費補助金」の実績報告・申請も可能です。

上記URL → 手続き一覧 (個人向け) → キーワード検索欄に「栄区地域活動推進費」

(3) 窓口での手続き

※待ち時間等の軽減からご来庁される場合は、事前連絡をお願いします。

7 同封書類

(1) 令和6年度地域活動推進費事務の手引

(2) 令和6年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引

8 その他

各種様式は、栄区ホームページもしくはQRコードからダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<https://www.sakae-kurenkai.net/>

栄区 地域活動推進費

検索



担当：栄区地域振興課地域活動係

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール：sa-chikatsu@city.yokohama.jp

令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和6年5月31日(金) となります。

4 LED防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています</p>  	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています</p>  <p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ 栄区地域振興課 電話045-894-8391
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します)。

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金） となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その 場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに 明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】**1 事業の趣旨**

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度の概要**(1) 申請書及び添付書類の提出期限：令和6年7月31日（水）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
 - ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書
- ※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

**(3) 補助金交付までのスケジュール**

令和6年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

4 実施時期

令和6年3月12日（火）～6月28日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

(1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

(2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

(3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）



←電子申請システムの
二次元バーコード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区 ※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)

(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容） →

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容） →

- ⑪ 今のところ取組む予定はない（その理由） →

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 町内会単独で所有する会館 ② 他の町内会等と共同で所有する会館

- ③ 借家・借間 ④ 近隣の町内会が所有する会館 ⑤ 地区センター

- ⑥ コミュニティハウス ⑦ 地域ケアプラザ ⑧ 民間の会議室

- ⑨ マンション等の集合住宅の集会室 ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

① LED照明器具 (導入した時期) →

② 省エネエアコン (導入した時期) →

③ 断熱窓等 (導入した時期) →

④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

⑤ 蓄電池 (導入した時期) →

⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

① 申請予定 → 回答終了です。 ② 申請済み → 回答終了です。

③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

① 会館がない

② 既に省エネ設備を導入済みのため

③ 資金がない

④ 会員の了解が得られない ⑤ 補助手続きが手間

⑥ 要件にあてはまらなかった

⑦ 希望する補助メニューがない
(希望の設備を記入) →

--

⑧ その他 →

--

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

令和6年度「自治会町内会現況届」のご提出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

各自治会町内会と区役所との連絡・連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】別紙「令和6年度自治会町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

3 提出書類

別紙「令和6年度自治会町内会現況届」

4 提出期限・提出方法

- ・令和6年4月5日（金）までにEメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛てにお送りください。
- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の確認に用いるため、5日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。
- ・決定していない場合でも、5日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等の資料は新しい送付先に配送いたします。

5 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<https://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>



(2) 改選により会長が替わられる場合は、表面の取扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

★お届けいただいた自治会町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです

◎氏名については、自治会町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

◎連絡先（住所・電話番号・FAX 番号等）については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- 区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- 各機関及び国・県の行政機関からの問合せ（栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など）
- 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- 入会希望者（不動産仲介事業者を含む）からの問合せ
- 工事等の事前説明（東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- 国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

担当：栄区地域振興課地域活動係

野本、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和6年度自治会町内会現況届

令和6年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和6年 月 日現在の自治会町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和6年 月 日 ~ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	〒 - Eメール:	住所 TEL: FAX: 携帯:	
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※令和6年4月からの送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 -		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。 ☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		
⑧ 自治会町内会費	年額	円	※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。

※自治会町内会長の個人情報、必要と認められる場合は入会希望者等(不動産仲介事業者を含む)へ提供いたします

【役員名簿】 ※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません

役職 ※会計、副会長 等	(ふりがな) 氏 名 (必須)	住 所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：

4月5日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛て
にお送りください。

裏面もご記入ください

【留意事項】

- (1) 自治会町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和6年度自治会町内会現況届」のご提出について(依頼)」をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月5日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより配送内容確認】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、令和6年5月号からの配布部数・届け先についてご記入ください。4月5日までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。

担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更のある項目のみご回答ください。

I 配布部数	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名
		住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな) 住所 〒 — TEL: FAX:

「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

区連会3月定例会資料
令和6年3月21日
地域振興課

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

令和6年度「地区連合町内会現況届」のご提出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

各地区連合町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】別紙「令和6年度地区連合町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 提出書類

別紙「令和6年度地区連合町内会現況届」

4 提出期限

- ・令和6年4月5日（金）までにEメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛てにお送りください。
- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、5日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。
- ・決定していない場合でも、5日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等の資料は新しい送付先に配送いたします。

5 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<https://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>



(2) 改選により会長が替わられる場合は、表面の取扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください。

★お届けいただいた自治会町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです

◎氏名については、地区連合町内会名とともに公表しています。

（なお、地縁による認可を受けている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

◎連絡先（住所・電話番号・FAX 番号等）については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- 区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- 各機関及び国・県の行政機関からの問合せ（栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など）
- 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- 入会希望者（不動産仲介事業者を含む）からの問合せ
- 工事等の事前説明（東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- 国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

担当：栄区地域振興課地域活動係

野本、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和6年度地区連合町内会現況届

令和6年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり 令和6年 月 日現在の地区連合町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和6年 月 日 ~ 年 月 日)

※地区連合町内会長の個人情報、必要と認められる場合は加入希望者等（不動産仲介事業者を含む）へ提供いたします。個人情報の取扱いの詳細につきましては、**依頼文をご確認いただきますようお願いいたします。**

① 地区連合町内会名		
② 会長	(ふりがな)	
	氏名	
	〒 ー 住所	Eメール: TEL: FAX: 携帯:
③ 配布物等届け先 ※4月からの送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:
	〒 ー	
④ 地区定例会資料 必要部数	部	
⑤ 連合町内会館 または事務所	会館等の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	会館等名称	
	所在地	TEL:
	担当者名 氏名	TEL:
⑥ 連合町内会 加入世帯数	[] 世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)	
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。	

4月5日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.jp 宛てにお送りください。

裏面もご記入ください。

【地区連合町内会役員名簿】

※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。

役職 (副会長・事務局 長、会計等)	(ふりがな) 氏名(必須)	住所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：

【留意事項】

- (1) 地区連合町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和6年度地区連合町内会現況届」のご提出について(依頼)をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月7日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099